

別添 1

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の  
対応ガイドライン

令和 3 年 8 月

(令和 4 年 2 月改訂)

(令和 4 年 8 月改訂)

大分県教育庁教育改革・企画課  
体育保健課

※感染症にかかる疫学調査は保健所の業務であり、あくまで保健所業務が逼迫した状況下における例外的な対応として整理したものである。

※令和 4 年 8 月改訂においては、令和 4 年 3 月 30 日教委体第 3458 号、令和 4 年 7 月 26 日教委体第 1286 号、令和 4 年 8 月 9 日教委体第 1352 号を反映

1. 学校で感染者が確認された場合の対応

○学校は日頃から、児童生徒等や教職員に対し、本人又は同居家族が PCR 検査等を受検した場合やその検査結果については速やかに学校に連絡することを徹底する。

○学校は、感染者の連絡があった際は、速やかに、当該児童生徒等の情報を収集する。

<整理すべき情報の例>

① 児童生徒等の氏名、年齢、性別、所属クラス、居住地、最終登校日、部活動の有無等の基本的事項

② 症状がある場合はその 2 日前、症状がない場合は陽性確定に係る検体採取日の 2 日前を目安に、当該生徒の行動履歴を確認・整理

③ 行動履歴により学校等で感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い行為がある場合は、当該行為の関係者の情報を整理

(例) 同じクラスの生徒・担任の名簿、部活動に参加している場合は部員の名簿、教育活動で接触のあった者、等

④ その他必要な事項

○校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得により出勤させないようにする。児童生

徒等が同居家族の感染により保健所から濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとる。また、感染者と接触があった者のうち、感染対策を行わずに飲食したなど感染リスクの高い行為を共にした者（2. 参照）は一定期間の出席停止等の措置をとる。

また、学校は感染者が発生したことについて学校医にも情報を共有する。

#### 【濃厚接触者等の待機期間について】

同居家族の濃厚接触者〔保健所指定の濃厚接触者〕及び、感染対策を行わずに飲食をした等の理由による出席停止（部活動の停止含む）〔学校長判断〕となった者は、5日間（土日含む）の出席停止等の措置をとること。

ただし、受験や部活動の大会等、特別な事情があると学校長が判断する場合は、2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査を行い、陰性が確認できれば3日目から解除を可能とする。

待機期間が解除された場合であっても、一定の発症リスクが残存することから、7日間が経過するまでは、健康状態の確認やハイリスク者との接触等を避け、マスク着用等の感染対策を徹底すること。

#### ※小学校等の職員である濃厚接触者等に対する外出自粛要請への対応について

幼稚園、小学校、義務教育学校及び特別支援学校において、幼児児童等に必要教育等が提供されるための緊急的な対応として、保健所指定の濃厚接触者となった教職員については、待機期間中においても、一定の条件の下、出勤を可能とする取扱も認められている（「保育所、幼稚園、小学校等の職員である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（通知）」（令和4年8月3日教委体第1326号）参照）。

### 2. 感染対策を行わずに飲食した等の理由により出席停止とする者の特定につ

いて

○大分県の方針として、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び放課後児童クラブにおいては、原則、保健所による濃厚接触者の特定、行政検査は実施しないこととなっている。

※ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の懸念がある場合やクラスターが発生した場合、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い行為が認められた場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合には、保健所による聞き取り調査や感染対策の指導が行われ

ることもあり得る。

また、学校においてこのような状況を確認した場合には、学校からも保健所に相談ができる。

- 学校で感染者と接触があったことのみを理由にして、児童生徒等や教職員に対して登校や出勤を制限することはない（ただし、寮等において感染者と同室である場合等には同一世帯内の濃厚接触者として特定される可能性がある）が、接触者のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者等は一定期間の出席停止等の措置をとる（期間については1．参照）。
- 感染者と接触（感染可能期間（発症2日前・無症状者の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）の接触、以下同じ）があった児童生徒等や教職員には、感染リスクの高い行動を控えることや、症状がある場合には速やかに受診することを指導する。

<感染対策を行わずに飲食を共にした等の理由により出席停止とする者の考え方>

感染者の感染可能期間において、以下のいずれかに該当する者を目安に学校長が判断する。

- ・基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした者
  - ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者（保健所指定の濃厚接触者となる可能性あり）
  - ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
  - ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）
- ※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態でなかったかについても確認する。
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染リスクの高い行動が確認された者等

※上述のとおり、学校等においては、保健所による濃厚接触者の特定、行政検査は実施しないことが原則となっているが、クラスターが発生した等により、保

健所による聞き取り調査等が行われる場合で保健所から資料の作成を求められた場合や、学校から保健所に相談する場合には、必要に応じて、上記の〈感染対策を行わずに飲食を共にした等の理由により出席停止とする者の考え方〉を参照しつつ、候補者リストを作成し、保健所に相談する。

### 3. 臨時休業の判断について

- 学校内で感染が拡大している可能性がある場合においては、設置者は、必要に応じて学校医等とも相談しつつ、以下のとおり臨時休業を検討。

#### 【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。
  - ①同一の学級において複数の生徒等の感染が判明した場合
  - ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
  - ③その他、設置者で必要と判断した場合  
(※ただし、感染可能期間に学校に来ていない者の発症は除く。)
- 上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行う必要はない。
- 学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。  
ただし上記において未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者の検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮するなど、柔軟な対応を行うことが可能である。

#### 【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖する必要があると考えられる場合など、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

### 【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖する必要がある場合など、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

なお、これ以外に、初期対応としての臨時休業等については基本的に行う必要はないが、保健所による聞き取り調査等が行われる場合については、全体像が把握できるまでの間、臨時休業を行うことも考えられる。

また、この場合において、保健所の業務の状況等により、実施が遅延するような場合には、必要に応じて学校医等と相談しつつ、臨時休業を開始してから5日後程度（土日祝日を含む。）を目安として再開することが考えられる。